

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分及び法63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、いずれも令和4年8月15日付けの通知書で行った各保護変更決定処分（以下順に「変更処分1」、「変更処分2」及び「変更処分3」という。）、同月18日付けの通知書で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「63条処分」という。）及び同月23日付けの通知書で行った保護変更決定処分（以下「変更処分4」といい、変更処分1ないし変更処分3と併せて「各変更処分」という。また、各変更処分と63条処分と併せて以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

〇〇歳のとき企業年金を自己申告。〇〇歳年金はがきを担当者にもっていかれ本件各処分を受ける。請求人の12年間の病院通院、この期間のタクシー乗務員勤務、所得税記録を担当者が持っているので、12年間の記録を見てほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条

2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 月 2 2 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第 9 7 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 2 は、収入の認定は月額によることとし、同・

3・(2)・ア・(7)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

また、同・イは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」としている。

(4) 職権による保護の変更

ア 法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

イ 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-2・答3は、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとする。

また、局長通知第10・2・(8)は、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上してさしつかえないとしている。

そして、問答集問13-3・答は、返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないわけではなく、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」としている。

ウ 以上によれば、保護費の過払の期間が上記の期間内（発見月からその前々月分まで）であれば、分割して収入充当ができるが、当該

期間を超えている場合は、過払された保護費相当額を法６３条の「資力」として認定する方法によるべきこととなる。

(5) 費用返還義務

ア 法６３条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）１・(1)は、法６３条に基づく費用返還の取扱いについて、「法６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、課長通知１・(2)は、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとしており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知１・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととしている。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。課長通知は、地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問

答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、上記の内容は妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) 各変更処分について

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が年金給付金を受給していることを把握し、請求人から提出を受けた年金給付金に係る通知書等により各月の年金給付金を算定し、①令和4年8月15日に、年金給付金5,020円を同年6月分、同年7月分、同年8月分の保護費についてそれぞれ収入認定し、支給済み保護費との差額は同年9月分、10月分及び11月分の保護費から充当する旨の各保護変更決定処分（変更処分1ないし3）を行い、また、②同年8月23日に、同年10月1日を保護変更日として、介護保険料控除への変更及び変更処分2で収入充当するとした4,657円を反映して、年金の収入認定額を変更する旨の保護変更決定処分（変更処分4）を行った。

年金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定すること（1・(3)・ア）、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定し、介護保険料の特別徴収の対象については、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること（同・イ）、最低生活費の遡及変更は3か月程度とし、変更決定により生ずる返納額について次回支給月以後の収入充当額として計上してさしつかえないとされていること（同・(4)・イ）からすれば、各変更処分は、上記1の法令等の定めにもとづいてなされたものと認められる。

(2) 63条処分について

処分庁は、年金給付金に係る通知書により、年金給付金に係る収入認定について、令和3年10月から同年11月までは各月7,545円、同年12月から令和4年5月までは各月5,030円と算定し、令和3年10月1日から令和4年5月31日までの支給済み保護費45,270円の返還を求める63条処分を行った。

年金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定すること（1・(3)・ア）、保護費の過払の期間が発見月からその前々月分までの期間を超えている場合は、過払された保護費相当額を法63条の「資力」として認定する方法によるべきこと（同・(4)・ウ）、また、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返

還対象とすること、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して厳格に対応することが求められていることからすれば（同・(5)・イ）、年金給付金について、「真にやむを得ない理由」（同）が認められない本件において、自立更生免除を認定せずに全額収入認定し、法63条の規定に基づき支給済保護費の返還を求めた処分庁の判断は、不合理なものとは認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件各処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張するが、本件各処分に違法又は不当な点は認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）